

工事特記事項（共通編）(R7.7.15以降に公告する工事から適用)

＜目次＞

第1	施工計画書（現場組織表）について	3
第1-2	工事現場における施工計画書の備え付け等について	6
第2	現場における責任者の明確化について	7
第3	建設業退職金共済制度に関する掲示について	8
第4	県内調達について	9
第4-2	県内開発建設技術の優先使用について	11
第5	排出ガス対策型建設機械の使用原則化について	12
第6	建設機械への不正軽油の使用排除について	12
第7	創意工夫等実施状況の提出について	13
第8	建設副産物について	16
第8-2	建設副産物について（請負金額が100万円以上の全て（※参照）の工事）	17
※ 建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無に関わらず対象とする		
第8-3	再生資源利用【促進】計画の内容説明及び現場掲示について	17
（請負金額が100万円以上の全て（※参照）の工事）		
※ 建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無に関わらず対象とする		
第8-4	受領書の交付について	17
第8-5	再生資源利用促進計画を作成するまでの確認事項について	18
第8-6	建設発生土の運搬を行う者に対する通知について	18
第9	暴力団等による不当介入の排除対策	19
第10	工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について	22
※請負金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事に適用		
第11	コンクリートについて（コンクリート使用時）	23
第12	低入札価格調査について	26
※総合評価落札方式を適用する工事に適用		
第13	特定JVについて	27
※特定JV対象の工事の場合に適用		
第14	契約後VEについて	29
※契約後VE対象の工事の場合に適用		
第15	工事関係提出書類の簡素化について	31
第16	地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて	33
第17	施工体制台帳の作成等について	33
第18	工事中の安全確保について	33
第19	工事検査について	33
第20	監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について	33
第21	自治会等への説明について	34
第22	快適トイレについて（単価契約による工事を除く）	34

第23	工事提出書類における押印の省略について	35
第24	監理技術者等の専任特例等について	36
第25	債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則について	39
	※工期が1年未満で、かつ、翌年度に渡る工事にのみ適用する	
第26	法定外の労災保険の付保について	39
第27	建設現場一斉閉所の取組について	39
第28	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について	40
第29	工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の 通知について	41
第30	電子納品について	44
第31	建設工事におけるウィークリースタンスなどの推進について	45
第32	建設工事事故発生時の対応について	45

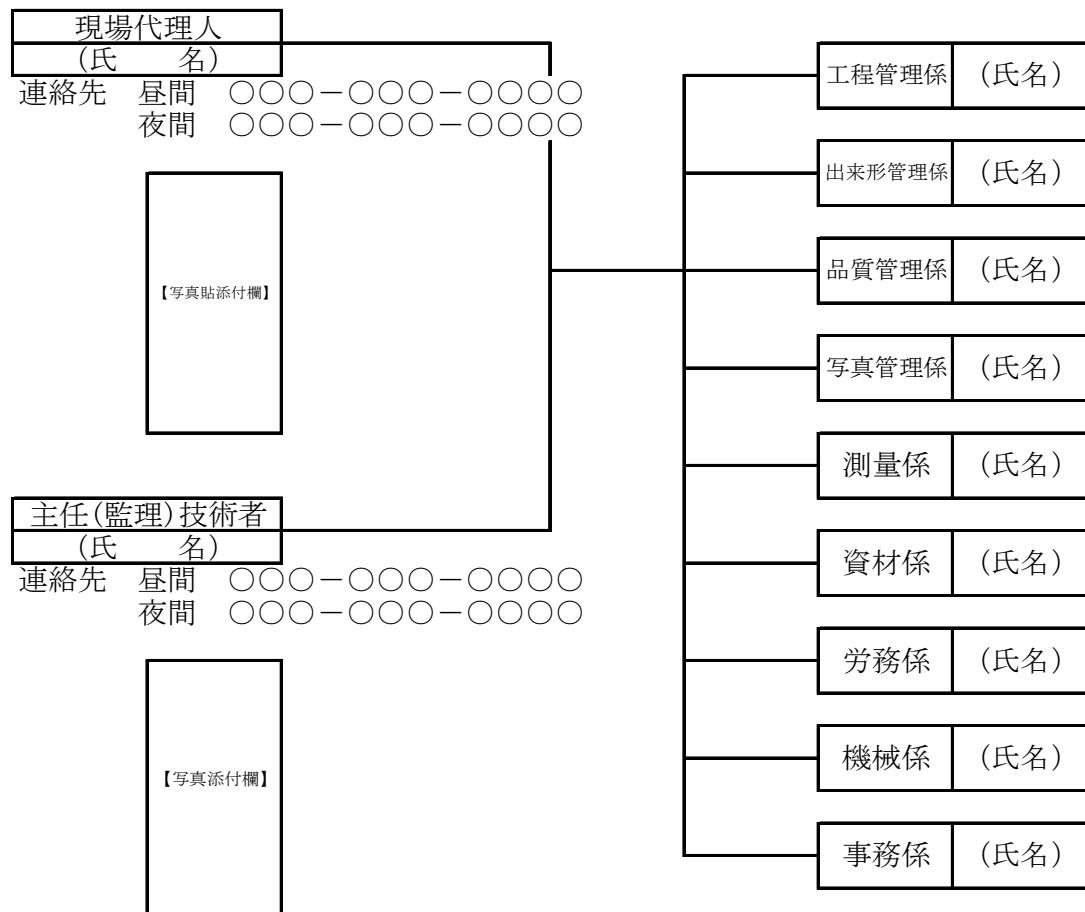
第1 施工計画書（現場組織表）について

（平成16年9月6日付け技第596号「施工計画書（現場組織票）等について」で通知）

- 1 現場組織表は、工事の規模、内容により必要な担当者を定め、施工に関する責任の範囲が明らかになるように作成し、監督員に提出しなければならない。（様式自由、様式1－1参照）
- 2 下請負契約がある場合においては、各下請負人の施工分担関係を明確にするとともに、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担を把握できるように作成し、「様式1－2」により監督員に提出しなければならない。添付書類として下請負契約書（写）（1次、2次下請負以降もすべて）を添付のこと。

様式1－1

施工計画書 現場組織表



施工計画書 現場組織表

元請会社名	
許可番号	
現場代理人名	

主任（監理）技術者名	
元請負金額	
工期	
専任・非専任	

【注意事項】

1. 全ての下請負契約書（写）を添付の事。
 2. 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
 3. 添付する写真は、縦 3 cm
横 2. 5 cm
程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
 4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでもよい。
 5. A3版で作成したものでもよい。

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】	
『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 【写真添付欄】 『専任のみ』 </div>	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
【写真添付欄】 『専任のみ』	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
<p style="text-align: center;">【写真添付欄】</p> <p style="text-align: center;">『専任のみ』</p>	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【写真添付欄】</p> <p>『専任のみ』</p> </div>	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
<p style="text-align: center;">【写真添付欄】</p> <p style="text-align: center;">『専任のみ』</p>	

会社名	
許可番号	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【写真添付欄】</p> <p>『専任のみ』</p> </div>	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【写真添付欄】</p> <p>『専任のみ』</p> </div>	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	
<p style="margin: 0;">【写真添付欄】</p> <p style="margin: 0;">『専任のみ』</p>	

下請負工事名	
会社名	
下請負金額	
主任技術者名	
工期	
専任・非専任	

施工計画書 現場組織表	
作成特定建設業者の商号名称	会社名 奥末工業 許可番号 30-012345 下請負金額 28,875,000 主任技術者名 金田 次郎 工期 4. 4. 11～H15. 3 専任・非専任
作成特定建設業者の建設業許可番号	会社名 米倉電工(有) 許可番号 下請負金額 8,085,000 主任技術者名 金田 次郎 工期 4. 8. 10～H15. 2 専任・非専任
作成特定建設業者がおいた現場代理人の氏名	会社名 許可番号 下請負金額 主任技術者名 工期 専任・非専任
作成特定建設業者がおいた主任(監理)技術者の氏名	会社名 白鳥産業㈱ 許可番号 30-000111 下請負金額 34,650,000 主任技術者名 白鳥 五郎 工期 4. 4. 12～H14. 12 専任・非専任
作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された金額	会社名 備北鉄筋工業 許可番号 30-000222 下請負金額 8,505,000 主任技術者名 工期 4. 4. 23～H14. 12 専任・非専任
作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事	会社名 江頭土木(株) 許可番号 30-000444 下請負金額 1,806,000 主任技術者名 江頭 太郎 工期 4. 5. 2～H14. 8 専任・非専任
下請負人の商号名称	会社名 荒神工務店 許可番号 30-000333 下請負金額 12,600,000 主任技術者名 荒神 次郎 工期 4. 4. 23～H14. 10 専任・非専任
下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された金額	会社名 許可番号 下請負金額 主任技術者名 工期 専任・非専任
下請負人が置いた主任技術者の氏名	会社名 許可番号 下請負金額 主任技術者名 工期 専任・非専任
下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期	会社名 許可番号 下請負金額 主任技術者名 工期 専任・非専任
下請負人が請負った建設工事の具体的な内容	会社名 許可番号 下請負金額 主任技術者名 工期 専任・非専任
<p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p> <p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p> <p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p> <p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p> <p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p> <p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p> <p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p> <p>【写真添付欄】 『専任のみ』</p>	

【注意事項】

1. 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
2. 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
3. 添付する写真は、
縦 3 cm
横 2. 5 cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでもよい。
5. A3版で作成したものでもよい。

第1-2 工事現場における施工計画書の備え付け等について

(平成21年2月10日付け技第1294号「工事現場における施工計画書の備え付け等について」で通知)

1. 施工計画書（写）の備え付け

施工計画書は、図面、仕様書等に定められた工事目的物を完成させるために必要な施工方法や工法及び施工中の管理等を定めたものであり、工事に際し基本となる計画であることから、当該工事が稼働している間、常時工事現場に備えおかなければならない。

※工事現場とは、当該工事現場の敷地内に限る。なお、当敷地内に現場事務所たるものがない場合においても、常に閲覧できる状態であること。

2. 現場組織表の掲示

現場組織表は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、掲示にあたり現場組織表の請負金額については省略できる。

3. 発注機関等の閲覧

発注機関及び和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班の現場点検及び立入調査の際、施工計画書等の閲覧を求められた場合はこれに従うこと。

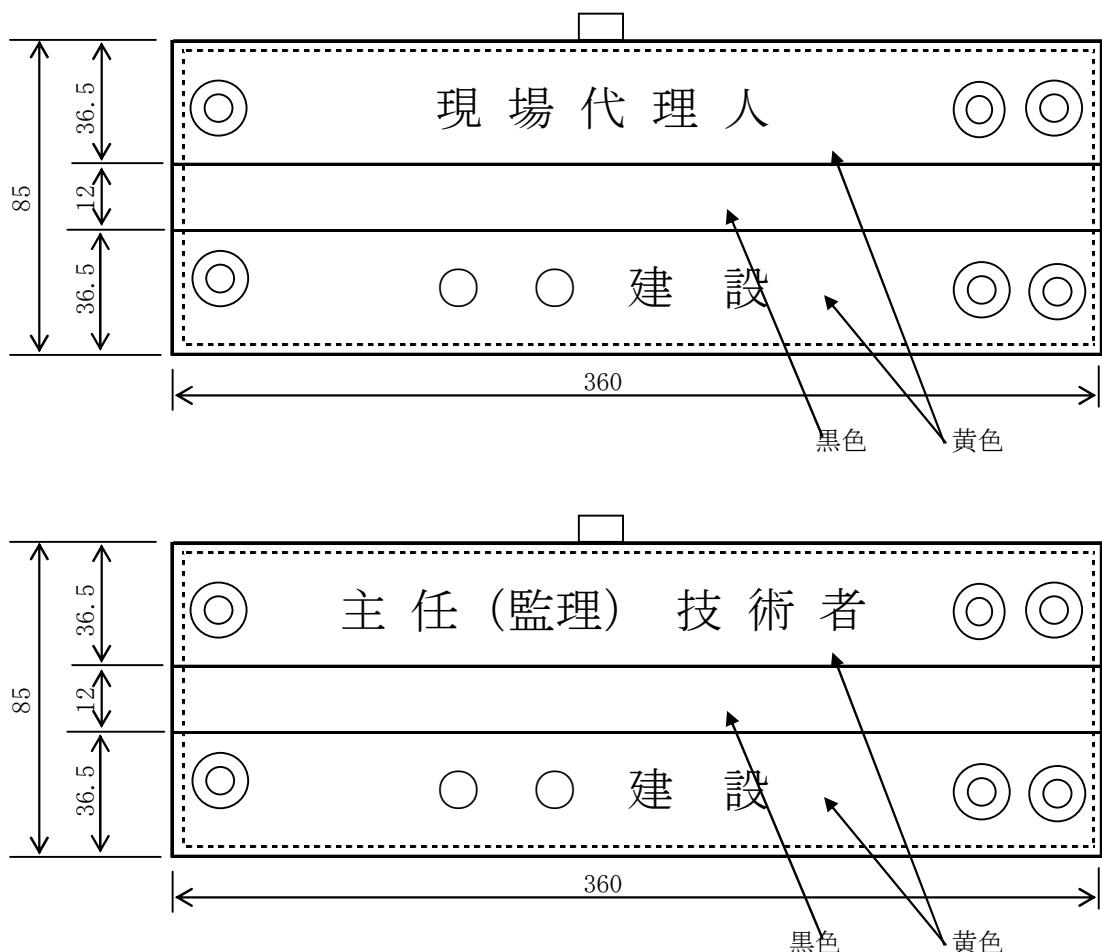
第2 現場における責任者の明確化について

(平成16年9月6日付け技第596号「施工計画書（現場組織票）等について」で通知)

- 1 現場代理人、主任（監理）技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。（図2-1）

図2-1

現場代理人、主任（監理）技術者用腕章図



※現場代理人と主任（監理）技術者が兼任の場合、腕章の表示の仕方は2段書き又は連続書きとする。

（和歌山県土木請負必携（2葉の2）10-13 「請負者 現場責任者用」 変更）

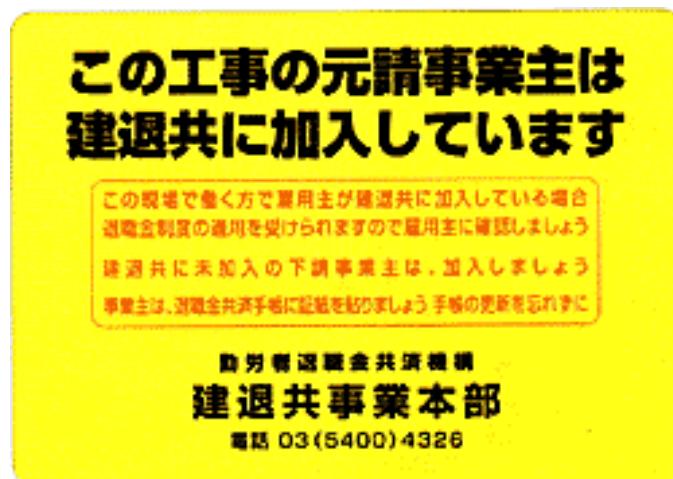
※和歌山県土木請負必携（2葉の2）10-13 「現場責任者用」 削除）

第3 建設業退職金共済制度に関する掲示について

(平成13年3月9日付け閣議決定「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」で通知)

- 1 受注者は、建設業退職金共済制度に関する掲示（図3-1）を現場事務所や工事現場の出入口等、見やすい場所に掲示すること。

図3-1



第4 県内調達について

- 1 受注者は、下請負金額及び下請次数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
- 2 受注者は、建設資材の調達に際し、県産品建設資材、県内調達資材の優先使用に努めなければならない。
なお、県産品建設資材とは以下のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
 - (2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
 - (3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
 - (4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

また、県内調達資材とは県産品建設資材で調達できないものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したものをいう。
- 3 受注者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書（様式4-1）を提出しなければならない。
 - (1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結（2次下請以降も全て）。
 - (2) 仕様書等（設計図書・見積用参考資料等）に『県産品』と明記された建設資材に県産品建設資材以外を使用。
- 4 建設資材の選定にあたっては、「けんさんびん登録台帳」「けんさんびん登録予定資材台帳」及び「和歌山県認定リサイクル製品リスト」を参考にすること。また、総合評価落札方式における評価項目で県産品建設資材や県産認定リサイクル製品の使用を提案している場合等において、市場流通の影響等、真にやむをえない理由により県産品建設資材の入手が困難となった場合は、入手困難であることが証明できる書類を添付の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること。

調達調書

和歌山県知事 様

請負者 所在地
(電話)
商号又は名称
代表者役職氏名

1. 工事名
 2. 工事場所
 3. 請負金額

4. 下請契約
本工事で下請契約を締結する県内に本社・本店を有しない建設業者を報告します。

※下請金額にかかわらず、下請（2次以降）契約する全ての対象建設業者を記載すること。

- ## 5. 資材調達

本工事において県内建設資材以外で使用する資材を報告します。

※使用数量の有無にかかわらず、全ての県内建設資材以外について記載すること。所在地は都道府県名程度とする。

※設計図書に県産品と明記された資材は、「県産品」項目に「○」を記入すること。

第4-2 県内開発建設技術の優先使用について

1. 一般事項

工事に使用する製品・工法は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、特記仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した場合はこの限りではない。

なお、上記の条件を満たすものが県内開発建設技術で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。

ここでいう県内開発建設技術とは「県内開発建設技術登録制度実施要綱」及び「県内開発建設技術登録制度運用細目」に基づき登録されたものをいう。

2. 調達

受注者は、製品・工法の調達に際し、県内開発建設技術の優先使用に努めるものとする。

3. 県内開発建設技術の定義

県内の主たる事務所を置く企業、組合等で開発され、次のいずれかの公的機関等で登録又は証明された建設工事に係る製品・工法をいう。

- 1) 国土交通省のN E T I S（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、NETISに登録されたものを含む。）
- 2) 特許権・実用新案権取得済の製品・工法
- 3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- 4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

4. 協議

受注者は、県内開発建設技術を使用する場合、事前に協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、発注者の承諾を得て使用する。

ただし、県内開発建設技術の使用に伴う変更は、設計変更（増額変更）の対象としない。

第5 排出ガス対策型建設機械の使用原則化について

(平成14年8月30日付け技第186号「排出ガス対策型建設機械の使用原則化について」で通知)

- 1 受注者は、工事における作業環境の改善及び機械施工が大気環境に与える負荷の低減など環境対策を推進するため、排出ガス対策型建設機械の使用を原則化することとする。
- 2 第1項の対象建設機械は次のとおりとする。
 - (1) トンネル工事用排出ガス対策型建設機械 7機種
バックホウ、大型ブレーカ、トラクタショベル、コンクリート吹付機、ドリルジャンボ、ダンプトラック、トラックミキサ【ディーゼルエンジン出力30～260kW】
 - (2) 主要土工 3機種
バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザ
【ディーゼルエンジン出力7.5～260kW】
 - (3) 普及台数の多い建設機械 5機種（一般工事）
発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）、ローラ類、ホイールクレーン【ディーゼルエンジン出力7.5～260kW】
- 3 排出ガス対策型建設機械（以下「対策型」とする）の確認の為、施工計画書に記載（※1）するとともに、使用された建設機械の工事写真（対策型には「指定ラベル」が貼付されているので、これが確認できるもの）を提出すること。
(※1)：指定機械欄に、①機種②メーカー③型式④台数等を記入
- 4 当初設計においては、対策型を使用するものとして積算しているが、受注者が対策型を使用しない場合は設計変更を行う。なお、同一機種が2台以上使用され、対策型と未対策型が混用している場合は、すべて未対策型が使用されたものとして取り扱う。

第6 建設機械への不正軽油の使用排除について

- 1 受注者は、地方税法を遵守し、不正な軽油を燃料としている工事車両を使用しないものとする。
- 2 受注者は、工事現場に置いて、和歌山県が実施する軽油の抜き取り調査等、必要な協力をわなければならない。

第7 創意工夫実施状況の提出について

(平成25年3月25日付け技第1575号「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の留意事項について」で通知)

- 1 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した工事特性や創意工夫等技術力に関する項目、または、県産品や県認定リサイクル製品の利用促進に関する項目、地域社会への貢献として評価できる項目、施工体制や施工状況に関する項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。(様式7-1、7-2参照)

様式7-1

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工事名		受注者名
考查項目	評価内容	事例
□工事特性	□建物規模への対応	延べ面積10,000m ² 以上の建物
		地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物
		大空間のホール等を有する建物
	□建物固有の機能の難しさへの対応	対象建物の耐震レベル
		建物機能の特殊性
	□建物固有の施工技術の難しさへの対応	建築材料、設備機材、工法
		工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性
		制約条件等があり、施工難度が特に高い場合
	□厳しい自然・地盤条件への対応	湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)
		軟弱地盤、支持地盤の影響
		雨・雪・風・気温等の影響
	□厳しい周辺環境等、社会条件との対応	地中埋設物等の作業障害
		工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
		周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
		周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	□施工現場での対応	長期工事における安全確保への対応
		災害等での臨機の措置
		施工状況(条件)に対応した施工・工法等
	□その他	
□創意工夫	□準備・後片づけ	
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類
		工場加工製品等の活用、リサイクルの取り組み
		施工方法の工夫
		施工環境の改善
		仮設計画の工夫
		施工管理、品質管理の工夫
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮
		安全教育・講習会・パトロールの工夫
		安全対策への工夫
		作業環境の改善
		地球環境への工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
□県産品、県認定リサイクル製品	□県産品関係	
	□県認定リサイクル製品関係	
□社会性等	□地域への貢献等	周辺環境への配慮
		現場環境の周辺地域との調和
		地域住民とのコミュニケーション
		ボランティアの実施
□施工体制	□創意工夫や提案	施工前の創意工夫や提案
□施工状況	□品質確保対策	品質確保のための特別な対策や独自の工夫
	□安全対策	安全管理のための臨機の措置

1. 該当する項目の□にレマークを記入

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式7-2

工事特性・創意工夫・県産品、県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

第8 建設副産物について

(参照：土木工事標準積算基準書（単価・損料等） 第7章 処分料(1)建設廃棄物)

- 1 建設廃棄物について、建設廃棄物受入施設に搬出する場合は、処理に係る契約書（写）を事前に監督員に提出すること。
- 2 建設廃棄物について、処分場へ搬入する場合は、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは受注者で保管すること。
- 3 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）のA票及びD票もしくはE票について、監督員に提示、確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
また、排出事業者として保存義務が課せられているマニフェスト各票は受注者で必ず、保管すること。
なお、電子マニフェストの場合は、監督員に「電子マニフェストシステム（JWNET）受渡確認票」により処分終了もしくは最終処分終了の確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
- 4 建設発生土を搬出するときは、設計図書において特に規定する場合を除き、「建設発生土の処分場指定に関する要綱」に基づく指定を受けた民間の受入施設または国、地方公共団体及び「建設発生土の指定処分場指定申請等に係る事務取扱」に規定された公共的団体の受入施設に搬出するのものとする。また、建設発生土を受入施設へ搬入するときは、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは受注者で保管すること。
- 5 産業廃棄物の保管の届出について
施工に伴い発生した産業廃棄物を保管（工事現場又は100m²未満の保管場は除く。）するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条（又は第12条の2）第3項の届出、又は産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第7条の届出が必要となるため、保健所（保管場が和歌山市内にある場合にあっては和歌山市役所）に産業廃棄物の保管の届出を行うこと。

第8-2 建設副産物について（請負代金額が100万円以上の全ての工事）

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成が必要な工事については、受注者は、これまでの「建設副産物情報交換システム」と「建設発生土情報交換システム」が一体化した、新しい情報サービスである「コブリス・プラス」に入力するものとする。

- コブリス・プラス HP <https://fkplus.jacic.or.jp/>
- 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成が必要な工事
 - ・建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無にかかわらず、請負代金額が100万円以上の工事
 - ・建設発生土、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する工事
 - ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する工事

第8-3 再生資源利用【促進】計画の内容説明及び現場掲示について (請負代金額が100万円以上の全ての工事)

再生資源利用【促進】計画の提出にあたり監督員にその内容を説明するとともに公衆の見えやすい場所に掲げること。

第8-4 受領書の交付について

1 土砂を搬入する場合

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。

2 土砂を搬出する場合

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出すること。

○受領書（参考）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

第8-5 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った「土壤汚染対策法」等の手続き状況や、搬出先が「建設発生土の処分場指定に関する要綱」に基づく指定を受けた処分場であること、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」（和歌山県は令和7年度以降に施行予定）や「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（土砂条例）」の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認すること。

また、確認結果票は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げること。

○確認結果票（参考）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

第8-6 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第8-2 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第8-5 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知すること。

第9 暴力団による不当要求行為等の排除について

(参照：平成17年8月25日付け県総号外「和歌山県県土整備部発注にかかる建設工事への不当要求行為などに対する連携に関する覚書」)

- 1 受注者は、暴力団等から不当要求行為等（不当要求・工事妨害等）を受けた場合は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、所轄の警察署に報告しなければならない。
- 2 受注者は、暴力団等から不当要求行為等による被害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、当該被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、監督員と工程に関する協議を行うこととする。
- 4 受注者は、請負金額が5千万円以上もしくは発注機関の長が必要と認めた場合については、警察が実施する暴力団排除講習を受講するとともに、県、警察との連絡体制を確立しなければならない。
また請負業者は発注機関の長に対し、契約後速やかに以下の報告を行わなければならない。
 - (1) 様式9-1により不当要求行為等に対する「窓口責任者」を報告する
 - (2) 様式9-2により受講講習者を報告する。
 - (3) 不当要求防止に関する関係者連絡表を作成する。

年 月 日

発注機関の長 様

業者名

窓口責任者報告書

この度、当社で受注した

工事名

工事場所

については、下記の者を窓口責任者とします。

記

窓口責任者

住 所

(ふりがな)

氏 名 年 月 日 生

電話番号 携帯)

発注機関の長 様

業者名

不当要求対応マニュアル講習受講申込書

工事名		
工事場所		
業者名		
住所		
電話番号		
窓口責任者 氏名・住所		
電話番号		
受講対象者 氏名・会社名 住所等 受講者多数 の場合は、 別紙使用可	氏名)	会社名)
	(現場事務所)	
	電話 ()	—
	氏名)	会社名)
	(現場事務所)	
電話 ()	—	
氏名)	会社名)	
(現場事務所)		
電話 ()	—	
氏名)	会社名)	
(現場事務所)		
電話 ()	—	
受講希望日	和歌山県警の指定日とする。	
連絡体制	別紙のとおり (案を示し、具体については、警察署と協議すること)	
受講で特に 聞いておき たい事項等		
※監督員氏名 連絡先		

※印は、発注者側で記入します。

工事期間： 年 月 日 ～ 年 月 日までの間
(鉛筆書き可)

第10 工事現場における主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

1 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、入札の応札日以前、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する者を配置すること。

2 適用対象

専任で主任技術者等を設置しなければならない請負金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）で県から直接請け負う建設業者の主任技術者等を対象とする。

第11 コンクリートについて

※ 下記通達で通知

(平成20年2月19日付け技第1383号「公共工事におけるレディーミクストコンクリート製造工場の選定について」、平成20年3月4日付け技第1423号「適正なレディーミクストコンクリートの受け入れについて」、平成13年10月12日付け技第198号付け「土木コンクリート構造物の品質確保について」)

- 1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した全国統一品質管理監査基準に基づく監査に合格した工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いるものとする。（建築工事でII類のレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く。）
- 2 受注者は、上記によらない場合には、その理由を明記した「レディーミクストコンクリートに関する調達調書」（様式11-1）を提出し、監督員の確認を得なければならない。また、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に示されるコンクリートの施工に関する試験頻度を2倍にするものとする。（低入札工事における品質管理基準
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/_bid/teinyuu/index.html 参照）
- 3 受注者は、監査に合格した工場からレディーミクストコンクリートを調達した場合であっても、加水行為等により、品質管理が適切に行われなかったことが判明した場合、以降の調達については、品質管理を適切に実施されていることが確認されるまでの間、当該工場からは、行わないものとする。
- 4 レディーミクストコンクリートへの加水は、コンクリートの性能を著しく変化させるため、行ってはならない。（コンクリート標準示方書〔施工編〕より一部要約）
- 5 また、加水の意識が無い場合でも、製造工場から工事現場到着までの間に、アジテータ車のホッパ部分（車両後部上方にある、コンクリートの投入口）に付着したコンクリートを水洗いする行為は、洗浄水がドラム内に流れ込むため、加水行為と同様であり行ってはならない。やむを得ず洗浄する必要がある場合は、水を使用せずエアーやブラシ等で行うこと。
- 6 シュート等の洗浄に使用した洗浄水を受けた袋（洗い袋）を、アジテータ車のシュート部分等（積載のために設備された場所以外）に吊り下げたまま道路を走行することは、道路交通法（第55条）に抵触するため行ってはならない。

7 洗い袋に入った洗浄水をアジテータ車のドラム内に戻す行為は、高所作業となり（高さ2メートル未満の箇所を除く）、労働安全衛生規則（第518条）に抵触するため行ってはならない。

ついては、洗浄水の処理は、現場にピット（槽）やベッセル（鋼製箱）等を設置した上で適正に処理を行うか、作業床（足場等）を設け、洗い袋に入った洗浄水をドラム内に戻すものとする。

ただし、やむを得ずこれらが設置出来ない場合で、安全帯を適切に使用し、洗浄水をドラム内に戻す場合は除く。

また、ドラム内に戻した洗浄水は、レディーミクストコンクリートと混ざることがないよう、製造工場等で排出し、適正に処理を行うこと。

8 アジテータ車に積載するコンクリートは、車両ごとに定められた、積載重量の制限を超えることのないよう、十分注意すること。

9 重要なコンクリート構造物（※1）の適切な施工を確認する為、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材例28日強度の推定調査（※2）を受注者が実施し、調査結果を監督員に提出すること。

10 テストハンマーによる強度推定調査の結果が所定の強度を得られない場合については、受注者が原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施するものとし、調査結果を監督員に提出すること。

11 上記による圧縮強度試験結果が、所定の強度を得られない場合等の対処方法については、監督員と協議すること。

12 工事完了後の維持管理にあたっての基礎資料とする為、重要なコンクリート構造物（※1）についてはひび割れ発生状況の調査を受注者が実施するものとし、調査結果を完成検査時に提出すること。

（※1）高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（但し、プレキャスト製品は除く）、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但し、PCは除く）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

（※2）調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施すること。調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施すること。

年 月 日

和歌山県知事 様

請負人 住 所
氏 名

レディーミクストコンクリートに関する調達調書

年 月 日 付けで建設工事請負契約を締結した下記工事に用いるレディーミクストコンクリートについては、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した全国統一品質管理監査基準に基づく監査に合格した工場以外から調達するので、調達調書を提出します。なお、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に示されるコンクリートの施工に関する試験頻度を 2 倍とし、品質管理を行います。

記

1. 工事年度及び工事番号
2. 工事名
3. レディーミクストコンクリートの調達先工場名
4. レディーミクストコンクリートを用いる構造物の概要及び数量
5. レディーミクストコンクリートの規格
6. レディーミクストコンクリートの使用予定期間
7. 理由

第12 低入札価格調査について

※総合評価落札方式を適用する工事に適用

- 1 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、次に示すとおり低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。
 - 2 受注者は、下請契約を締結した場合、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。
 - ① 下請業者の追加及び変更（2次下請け以降は除く）
 - ② 下請負金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
 - ③ 施工方法の変更
 - 3 受注者は、2の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
 - 4 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、共通仕様書に基づく施工計画書を提出し、入札執行者から内容のヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
 - 5 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、調査時と工事完了後の実績を対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の下受注者の同席を求める場合は、これに応じなければならない。
 - 6 2から5の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかつた場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（当初施工日、平成16年6月15日技第508号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
 - 7 2に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、建設工事請負契約書第44条第1項第6号に該当するものとし、契約を解除する。
 - 8 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、土木工事施工管理基準等で定める品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

※ なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領【建設工事】」をご覧下さい。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyu/index.html>

第13 特定JVについて

(平成16年10月21日付け技第777号「特定建設工事共同企業体の円滑な運営について」で通知)

- 1 受注者は、共同企業体運営指針（旧建設省 平成元年5月16日付け通達）の趣旨に添った適正な運営を図ること。
- 2 受注者は、特定建設工事企業体協定書に謳われている運営委員会の規則および名簿を決定後、速やかに提出すること。（別紙様式1）
- 3 共同施工を行うための各構成員の役割分担や各構成員の派遣技術者の人数、経歴業務役割を決定後、速やかに報告すること。
- 4 運営委員会において、基本的かつ重要な事項に関する協議が行われた場合に、その運営内容を各構成員に報告すること。
注) 基本的かつ重要な事項
 - ・組織、編成及び工事の施工の基本に関する事項
 - ・実行予算及び決算書の承認に関する事項
 - ・設計変更、追加工事の承認に関する事項
 - ・取引業者の決定及び下請契約などの決定に関する事項
- 5 円滑な共同施工を図るため、共同企業体の運営について、必要に応じ指導することがある。

別紙様式 1

運営委員会報告書

開催日			報告者 所属 役職 氏名			
工事番号						
工事名						
工事場所						
受注者						
請負額						
工期						
委員長	所属会社		役職		氏名	
幹事	所属会社		役職		氏名	
幹事	所属会社		役職		氏名	
幹事	所属会社		役職		氏名	
委員	所属会社		役職		氏名	
委員	所属会社		役職		氏名	
委員	所属会社		役職		氏名	
協議事項						
決議事項						
決議方法	全員合意 多数決 その他()					
運営に関する問題点など						

注)1. 運営委員会後、速やかに各構成員毎に監督員に提出のこと。

第14 契約後VEについて

(平成21年3月25日付け技第1493号「和歌山県県土整備部契約後VE実施要領の制定について」で通知)

本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる技術提案を受け付ける契約後VE方式工事である。

1. 定義

「VE提案」とは、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計変更について、受注者（以下「乙」という。）が和歌山県（以下「甲」という。）に行う提案をいう。

2. VE提案の意義及び範囲

- (1)乙がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2)以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
- ①施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - ②契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。
 - ③総合評価方式で技術提案を求めた範囲の提案
 - ④既に採用された提案。

3. VE提案書の提出

- (1)乙は、前項のVE提案を行うために、次に掲げる事項をVE提案書（別記第1号様式～別記第4号様式まで）に記載し、甲に提出しなければならない。
- ①設計書図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の低減額及び算出根拠
 - ④甲が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項。
 - ⑥その他、VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2)甲は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。
- (3)乙は、原則として、提案の回数は原則として一回とし、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までにVE提案書を甲に提出する。
- (4)VE提案の提出費用は乙の負担とする。

4. VE提案の採否等

- (1)甲は、VE提案の採否について、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について調査・検討・審査を実施し、提案を受領した日から20日以内に書面により乙に通知しなければならない。ただし、乙の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2)提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3)変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。請負金額の変更については、乙より提出されたVE提案書をもとに、甲が県の積算基準で積算を行い、甲乙協議して定める。
- (4)VE提案が採用され、設計図書の変更が行われた後、建設工事請負契約書第18条の変更が生じた場合において、甲がVE提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。
- (5)VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記(3)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

5. VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

また提出されたVE提案及び審査結果等については、公表する場合がある。

6. 責任の所在

甲がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任が否定されるものではない。

7. 工事成績評定への反映等

VE提案により当該工事においてコスト縮減が図られた場合、工事成績評定において加点評価の対象とする。

※様式については、下記ホームページを参照

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

第15 工事関係提出書類の簡素化について

(平成24年1月18日付け技第1294号「工事提出書類の簡素化について」で通知)

- 1 受注者及び発注者双方の事務効率化のため、工事関係提出書類については別紙のとおりとする。

※ なお、様式については「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

工事関係書類の簡素化概要

○簡素化：受注者・発注者双方の事務の効率化のため、可能な限り省略

○主な内容：材料品質証明資料は一覧表を提出し、関係書類は請負業者保管等

工事材料承諾願（様式第7号）を工事材料確認書（様式第7号）に変更

○適用：平成24年2月1日から

簡素化前

No.	様式名	様式	備考
2	下請負（委任）通知書	別記第7号様式	
3	（現場代理人等通知書の）経歴書	（第8号様式）別紙	
11	既済部分検査請求書	別記第16号様式	
16	材料確認願	別紙 様式第3号	
17	段階確認書	別紙 様式第4号	
18	立会願	別紙 様式第5号	
19	現場発生品調書	別紙 様式第6号	
20	工事材料承諾願	別紙 様式第7号	関係書類提出
-	施工計画書		当初計画時 及び変更計画時
-	材料品質証明資料		関係書類提出
-	工事記録写真		

簡素化

簡素化後（平成24年2月1日から）

No.	様式名	様式	簡素化概要
2	下請負（委任）通知書	別記第7号様式	・施工体制台帳を提出する場合は省略
3	（現場代理人等通知書の）経歴書	（第8号様式）別紙	・現場代理人のみ省略
11	-	-	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
16	-	-	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
17	-	-	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
18	-	-	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
19	-	-	・別紙 様式第2号 工事打合簿にて対応
20	工事材料確認書	別記 様式第7号 (様式を変更)	・様式変更後の別記 様式7号で一覧表を提出 ・関係書類は受注者保管、監督員等からの請求 時には速やかに提出等
-	施工計画書		・当初計画時及び変更計画時 ただし、工期及び数量のみの変更の場合は省略
-	材料品質証明資料	別記 様式第8号	・別記 様式第8号で一覧表提出 ・関係書類は受注者保管、監督員等からの請求 時には速やかに提出等
-	工事記録写真		・3,000万円以上の全ての工事、1,000万円以上の重要構造物工事は電子納品 ・現地で確認出来る部分の写真は省略

※設計図書に定めがある場合及び監督員が指示した場合はこの限りではない。

第16 地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて

（平成26年10月1日付け技第820号「地籍調査の標識（境界杭等）の取扱いについて」で通知）

- 1 地籍調査により設置された標識（境界杭等）は、国土調査法に定める標識であり、工事により引き損、または影響を及ぼすおそれがある場合は、国土調査法の定めるところにより、標識設置者である各市町村に標識の移転を請求することになるため、必ず監督員に報告すること。

第17 施工体制台帳の作成等について

（平成27年1月13日付け技第1152号「施工体制台帳の作成等についての改正について」で通知）

- 1 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）に関わらず、下請契を締結する場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない

第18 工事中の安全確保について

- 1 労働基準監督署から是正勧告等の書面による指導を受けた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第19 工事検査について

- 1 検査は受注者（受注者または現場代理人と監理技術者または主任技術者）が臨場の上、受けるものとする。

第20 監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について

- 1 監督員から手続きを逸脱した指示を受けた場合や工事に関する質問に対して監督員の回答が遅い場合等は、当該監督員が所属する発注機関の副課長または副部長等が受注者の相談窓口となる。

第2 1 自治会等への説明について

- 1 工事着手時における自治会等に対する説明が必要な場合は発注者のみで行うため、監督員の求めがあった場合、着手時期や施工順序などの必要な情報を提供すること。
- 2 受注者は、自治会等に対して工事の施工を前提とした金品の提供を行わないこと。ここでいう工事の施工を前提とした金品の提供は、当該地区で工事を施工するからという理由で行う寄付や協力金等の提供であり自治会等からの要請の有無を問わない。ただし、毎年祭り等へ受注者が実施している寄付や、工事箇所に近接する住民等に儀礼の品を配布することを対象としない。
- 3 上記1、2に関して、発注機関の事務職及び技術職の副部長等が受注者の相談窓口となるので、疑義が生じたときは事前に相談すること。

第2 2 快適トイレについて（単価契約による工事を除く）

本工事は、快適トイレを設置する試行工事の対象とする。

実施にあたっては、「快適トイレを設置する試行工事実施要領」に基づき行う。

○快適トイレを設置する試行工事実施要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>

第23 工事提出書類における押印の省略について

以下の提出書類については押印を省略することができるものとする。

【押印を省略することができる書類】

- 事故発生報告書（別紙様式第1号）
- 工事材料確認書（様式第7号）
- 材料品質証明資料（様式第8号）
- レディーミクストコンクリートに関する調達調書（様式11-1）
- 調達調書（様式4-1）
- 電子媒体内容証明書

【参考：押印が不要な書類】

- 別記第5号様式 工程表
- 別記第7号様式 下請負（委任）通知書
- 別記第8号様式 現場代理人等通知書
- 別記第9号様式 現場代理人等変更通知書
- 別記第10号様式 工期延長請求書
- 別記第11号様式 損害発生通知書
- 別記第12号様式 完成通知書
- 別記第14号様式 請負代金請求書
- 別記第15号様式 前払金請求書
- 別記第16号様式 中間前払請求書
- 別記第17号様式 既済部分検査請求書
- 別記第18号様式 指定部分完成通知書
- 窓口責任者報告書（様式9-1）
- 不当要求対応マニュアル講習受講申込書（様式9-2）

【参考：押印が必要な書類】

- 別記第13号様式 引渡書
- 別記第19号様式 指定部分引渡書
- 工事打合簿（様式第2号）

第24 監理技術者等の専任特例等について

① 監理技術者等の専任特例1号について

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書第一号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合（以下、「専任特例1号」という。）は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
2. 工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。

3. 下請け次数が3を超えていないこと。

4. 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。

土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであること。

5. CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

6. 人員の配置の計画書（別添様式1）を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。

7. 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

8. 兼務する工事の数は2件を超えないこと。

9. 同一の監理技術者等が兼任できる工事の工事種別及び発注機関（公共・民間等）については問わない。

10. 専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。

11. 調査基準価格を下回る価格で応札していないこと。

本工事又は兼任する他の工事で専任特例1号を適用する場合は、監理技術者等（専任特例1号）の配置届出書を提出すること。

工事途中において、請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合や下請け次数が3を超える場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

② 監理技術者の専任特例 2 号について

本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（以下、「専任特例 2 号」という。）は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 各工事の予定価格（税抜）が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
2. 建設業法第 26 条第 3 項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。なお、専任で配置する監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）があること。
3. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
4. 同一の監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
なお、兼任する工事の工事種別並びに発注機関（公共・民間等）は問わない。
5. 監理技術者が兼任できる工事は、工事場所が本工事の工事場所と同一の建設部管内（（※建設部ごとに該当する市町村名を記載すること。）〇〇市、〇〇町、〇〇町、・・・）でなければならぬ。
6. 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
7. 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
8. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。（施工計画書への記載）
9. 専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。
10. 調査基準価格を下回る価格で応札していないこと。

本工事又は兼任する他工事で専任特例 2 号を適用する場合は、監理技術者（専任特例 2 号）の配置届出書を提出するとともに、監理技術者補佐の資格等について、本工事の「技術提案作成要領」に定められた保有資格に関する書類を提出し発注機関の承諾を得ること。

本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置の必要がなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

なお、この場合における技術者の変更は、工期途中での途中交代に該当しない。

③ 営業所技術者等の監理技術者等との兼務について

本工事において、建設業法第 26 条の 5 の規定による場合の営業所技術者等と監理技術者等の兼務については、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

1. 各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
2. 営業所と工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道 2 時間以内であること。
3. 下請け次数が 3 を超えていないこと。
4. 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。
土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有するものであること。
5. CCUS 等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
6. 人員の配置の計画書（別添様式 1）を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場に備えおくこと。
7. 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
8. 兼務する工事の数は 1 件以下であること。
9. 同一の監理技術者等が兼任できる工事の工事種別及び発注機関（公共・民間等）については問わない。
10. 専門工事（管・電気工事を除く）で、主たる工種について下請契約していないこと。
11. 調査基準価格を下回る価格で応札していないこと。

本工事で営業所技術者等と監理技術者等を兼務する場合は、営業所技術者等の配置届出書を提出すること。

工事途中において、請負金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合や下請け次数が 3 を超える場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

第25 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則について

※工期が1年未満で、かつ、翌年度に渡る工事にのみ適用する

本工事は前払金及び中間前払金は、翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて契約会計年度に支払うものとする。

ただし、契約会計年度における支払限度額の範囲内に限る。

第26 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

また、受注者は、保険契約を締結したときは、工事請負契約書第54条第2項の規定に基づきその証券又はこれに代わるものを作成し、発注者に提示すること。

第27 建設現場一斉閉所の取組について

(原則、すべての工事が対象。ただし、単価契約工事、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事(緊急の必要による随意契約工事)を除く)

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する建設現場一斉閉所(下記参照)の取組みについて、当該工事においても協力するものとする。また、監督員からの求めに応じ、実施状況等を監督員に速やかに報告するものとする。

記

実施日 毎月第2・第4土曜日

その他 毎月第2・第4土曜日が現場閉所できない場合でも
ペナルティはなし

第28 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」という。）については、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）（以降、「要領」という。）3. (3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」

（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、要領3. (3)撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、要領に準ずるが、2. に示す小黒板情報の電子的記入については、要領4. で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ電子媒体で納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<https://www.jcomsia.org/kokuban/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

第29 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象※が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知（別紙様式）すること。

※国土交通省令で定める事象

- ・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

年 月 日

和歌山県知事 様

会 社 名
代表者名 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認め
る工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名 :

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※ : (例) 國際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 : (例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰すること
ができないものを記載

特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※ : (例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 : (例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰すること
ができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述 : 上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるとときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

第30 電子納品について

本工事は、電子納品対象工事とすることができます。

1. 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は「和歌山県電子納品運用ガイドライン第1章共通編」及び「和歌山県電子納品運用ガイドライン第4章公共建築編」(以下、両者を総称して「ガイドライン」という。)によるものとする。

2. 電子納品

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督員と協議するものとする。

3. 電子成果品の提出部数と電子納品に係る費用

本工事の成果として定められている成果品の提出部数はガイドラインによるものとする。電子化に要する費用は、現行の積算に含まれているものとする。なお、成果品のうち、電子成果品によらないものは、従来どおり、紙にて提出すること。

4. 成果品の提出

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出すること。なお、国の電子納品に係る基準をガイドラインにて変更することにより生じたエラーについては、ガイドラインに沿ったものであれば、エラー無しとみなすこととする。

第3 1 建設工事におけるウィークリースタンスなどの推進について

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者が互いに以下の事項に留意し、受発注者間相互で確認・共有すること。

1. 対象工事

すべての建設工事（ただし、災害など臨時に応じる必要がある工事を除く。）

2. 留意事項

留意事項は次のとおりとし、工事の初回打合せ時において受発注者間で確認・共有すること。

＜ウィークリースタンス＞

- (1) 休日明け日（月曜日等）を工事書類などの作成等の期限日にしない
- (2) 勤務時間外に工事書類などの作成等を依頼しない
- (3) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (4) 昼休みや午後5時以降に打合せや立会を行わない
- (5) 工事施工中の打合せはWeb会議も活用する

その他、取組が困難な場合の対応については、別途協議のうえ決定する

＜ワンデーレスポンス＞

受注者からの協議などに対して、「その日のうち」に回答、またその日のうちに回答が困難な場合は「その日のうち」に回答期限を連絡する

第3 2 建設工事事故に関する対応について

施工計画書における「緊急時の体制及び対応」について、発注機関の公用携帯番号等を連絡体制図に夜間・休日の連絡先として記載すること。

建設工事事故（公衆災害、労働災害（熱中症含む）、もらい事故）が発生した場合は、応急措置及び二次災害防止等の安全確保をおこなうとともに、夜間・休日に関係なく、直ちに監督員に連絡すること。

なお、所轄の警察署及び労働基準監督署にも速やかに連絡すること。